

外国 PEPs について

外国 PEPs (Politically Exposed Persons) とは、外国の政府等において重要な地位を占める方、またはその家族(※)を指します。

該当する場合は、窓口での預金口座開設のお手続きをお願いします。

【外国 PEPs に該当する方】

1. 外国において、我が国における以下の地位と同等の地位にある方
 - ・ 国家元首
 - ・ 内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣
 - ・ 衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長
 - ・ 最高裁判所の裁判官
 - ・ 特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員
 - ・ 統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長
 - ・ 中央銀行の役員
 - ・ 予算について国会の議決を経る、または承認を受けなければならない法人の役員
2. 過去に上記 1 に該当したことがある方
3. 上記 1、2 に該当する方のご親族(配偶者(※)、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母および子)

※婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情のある方も含みます。

以上